

中
島
村
森
林
整
備
計
画

福
島
県

中
島
村

中 島 村 森 林 整 備 計 画

計画期間 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日

福 島 県
中 島 村

目 次

I	伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項	5
1	森林整備の現状と課題	5
2	森林整備の基本方針	5
3	森林施業の合理化に関する基本方針	7
II	森林の整備に関する事項	8
第 1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	8
1	樹種別の立木の標準伐期齢	8
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	8
3	その他必要な事項	9
第 2	造林に関する事項	10
1	人工造林に関する事項	10
2	天然更新に関する事項	11
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	13
4	森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	13
5	その他必要な事項	13
第 3	間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準	14
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	14
2	保育の種類別の標準的な方法	15
3	その他必要な事項	16
第 4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	17
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	17
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	17
3	その他必要な事項	17
第 5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	18
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	18
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	18
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	18
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	18
5	その他必要な事項	19
第 6	森林施業の共同化の促進に関する事項	20
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	20

2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	20
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	20
4	その他必要な事項	21
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	22
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	22
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	22
3	作業路網の整備に関する事項	23
4	その他必要な事項	24
第8	その他必要な事項	24
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	24
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	26
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	27
III	森林の保護に関する事項	28
第1	鳥獣害の防止に関する事項	28
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	28
2	その他必要な事項	28
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	29
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	29
2	鳥獣害対策の方法（第1項に掲げる事項を除く）	29
3	林野火災の予防の方法	29
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	29
5	その他必要な事項	29
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	30
1	保健機能森林の区域	30
2	保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項	30
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	30
4	その他必要な事項	30
V	その他森林の整備のために必要な事項	31
1	森林経営計画の作成に関する事項	31
2	生活環境の整備に関する事項	31
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	31
4	森林の総合利用の推進に関する事項	32
5	住民参加による森林の整備に関する事項	32
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	32
7	その他必要な事項	32

I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

中島村は福島県の南部に位置し、総面積 1, 892 ヘクタールで、阿武隈川左岸に沿った沖積層地帯とその西北に続く火山性灰土の丘陵地からなり、前者は水田、後者は畑、宅地、山林からなっている。標高の最高値は 306 m、村内標高差約 30 m と平坦な地形である。

本村の森林は、国有林はなく、民有林が村内に点在しており、その面積は 289 ヘクタールで、村全体面積の約 15 % である。そのうち、スギを主体とした人工林面積は 67 ヘクタールあり、人工林率は約 23 % と県平均よりかなり低い値である。人工林の 10 齢級以上の森林は 77 %、天然林についても、91 % を占め、人工林・天然林ともに高齢化が著しく利用がなされていない現状が窺える。

また、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響により、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けている。

しかし、森林の有する水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性は依然として高いことから、森林内の放射性物質の低減を図りながら森林の整備を積極的に実施する必要がある。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、森林の資源状況を適確に把握するため、森林クラウドの効果的な活用を図るものとする。

その際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の所在等の社会的情勢の変化等に配慮する。また、近年の森林に対する村民の要請を踏まえ、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するものとする。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等に努めるものとする。

なお、放射性物質対策については、放射性物質の影響に応じて、森林整備とその実施に必要な放射性物質の拡散抑制対策を実施し、森林環境の回復を図るものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

ア 水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透

を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹機能種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 木材等生産機能維持増進森林

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能維持増進森林

- ① 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。
- ② 放射性物質の拡散抑制に関する技術開発や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

- ① 災害に強い村土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び会費を図る施業を推進する。
- ② 自然条件や村民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
- ③ 集落等に隣接する産地被害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
- ④ 放射性物質の拡散抑制に関する技術開発や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

村民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や村民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

オ 木材等生産機能維持増進森林

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、国、県、村及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期的にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や森林クラウドの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クスギ	広葉樹 （用材）	広葉樹 （その他）
一円	年 45	年 50	年 40	年 40	年 55	年 15	年 65	年 20

（注）標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要動向、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

皆伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね20ヘクタール毎に保残帯を設け適確な更新を図るものとする。
択伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を20ヘクタール以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所につい

ても分散を図るものとする。特に、林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等については、森林所有者等と話し合い、伐採の適否や択伐、分散伐採等の伐採方法を決定する。

イ 森林の生物多様性保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な樹木等については、保残等に努める。

ウ 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。

カ 上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

伐採作業を行うに当たり、空間線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種

樹種名		備考
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ等	
広葉樹	クヌギ、コナラ、クリ等	

(注1) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、中島村企画振興課又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(注2) 苗木の選定に当たっては、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の導入及び増加に努める。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の樹種別の植栽本数

樹種	標準的な植栽本数（本／ha）
スギ	1,500～3,000
ヒノキ	1,500～3,000
アカマツ	5,000
カラマツ	1,500～2,500
広葉樹	1,500～6,000

(注1) 複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

(注2) 上記の標準的な植栽本数によらない場合は、中島村企画振興課又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	植え付け予定地の雑草木、笹類など、植え付けに障害となる地被植物を地際より伐倒、刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈り払ったものは、末木枝条とともに山腹の適切な所に集積し棚積み等を実施すること。 また、植え付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合には

	刈り払った雑草木や末木枝条を林地全面に散布し、林地の保全に努めること。
植付けの方法	植え付け地点を中心に、周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他の地被物を取り除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植え付ける普通穴植え法により行うが、凍結や乾燥の恐れがある所では、普通より5～6cm深植えを行うこととする。
植栽の時期	植え付けは無風、曇天、降雨直前等の適期に実施する。また、早春の樹木が成長を始める前で、乾燥期を避けた時期に行うものとする。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で、皆伐による伐採については、伐採後、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐による伐採によるものについては、伐採後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種

樹種名		備考
針葉樹	アカマツ、モミ等	その他、将来その林分において高木となり得る樹種
広葉樹	クヌギ、コナラ等	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下表のとおり。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
クヌギ、コナラ等	1 0 , 0 0 0 本 / h a

天然更新補助作業の標準的な方法

区 域	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外のかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとする。

<立木度>

幼齡林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}} \times 10$$

イ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」(平成24年8月16日付け24森第905号)によるものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備考
人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1ヘクタール当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は1ヘクタール当たり概ね3,000本以上とする。

5 その他必要な事項

ア 森林の再生

放射性物質の拡散抑制のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとする。

イ 再造林の確保

適正な森林の管理を進めるため、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度における森林の状況報告の適切な運用を図るものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹 種	施業体系	植栽 本数 (本 /ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢（年）					標準的な方法
			初回	2 回	3 回	4 回	5 回	
スギ	中仕立て	3,000	14	19	25	32	40	・選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。 ・間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。 ・間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。 ・平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とする。 ・列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。 ・長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、行うこと。 ・施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。
ヒノキ	中仕立て	3,000	19	24	30	40	—	
アカマツ	中仕立て	5,000	17	21	26	32	—	
カラマツ	中仕立て	2,500	16	21	26	31	—	

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																
		年 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	△	△	△	△								
	ヒノキ	○	○	○	○	○	△	△	△	△								
	アカマツ	○	○	○	○	○	△	△	△	△								
	カラマツ	○	○	○	○	○	△	△	△	△								
つる切り	スギ								△			○				○		
	ヒノキ								△				○			○		
	アカマツ								△			○				○		
	カラマツ								△			○				○		
除伐	スギ								△			○						
	ヒノキ								△				○			○		
	アカマツ								△			○			△			
	カラマツ								△			○						
枝打ち	スギ									△			○					
	ヒノキ									△			○					
	アカマツ																	
	カラマツ																	

保育の種類	樹種	年			標準的な方法	備考
		18	19	20		
下刈り	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ				植栽木が下草より抜け出すまで行う。実施時期は、6～7月頃を目安とする。	○印は必要に応じて年1回実施す

つる切り	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ				下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は、6～7月頃を目安とする。	る。 △印は必要に応じて実施する。
除伐	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ				造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は8～10月頃を目安とする。	
枝打ち	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ			○ ○	病虫害等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬頃とする。	

(注) 本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

3 その他必要な事項

森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

また、花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐に当たっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定
別表1のとおり。

イ 施業の方法
該当なし。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源^{かん}涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定
別表1のとおり。

イ 施業の方法
該当なし。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき

森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

別表1のとおり。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する

方針

村における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進する

ための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林クラウドの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することが出来ない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図るものとする。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

村及び森林組合が中心となって施業の共同化を促進する。

施業の共同化のためには、森林所有者間の合意形成が重要であるため、集落ごとの協議会を開催し合意形成に努める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

村、森林組合による地域ごとの協議会を開催し、啓発・普及活動を通じて森林所有者間の施業実施協定の締結を推進する。

特に不在村森林所有者の森林整備が十分出来ていないので、森林組合との施業の受委託の推進を図り、地域一体となった施業への参加を呼びかけていく。

- 森林施業共同化重点的实施地区の設定計画
該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林経営計画を作成する場合には、次の事項に留意のうえ計画を作成することとする。

ア 年次別実施計画の作成について

森林経営計画を共同で作成するもの（以下「共同作成者」という。）全員により、各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者はその計画の実施管理を行うものとする。

また、間伐を中心とした施業は可能な限り共同で実施するものとし、必要に応じて林業経営体等への共同委託を行うものとする。

イ 作業路網その他の施設の維持運営について

作業路網その他の施設の維持運営については、共同作成者が共同により実施するものとする。

ウ 責務の明確化について

共同作成者の一部の者が施業等の共同化を遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ共同作成者が果たすべき責務等を明らかにする。

エ 施業実施協定の締結について

共同作成者の合意のもと、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	車両系	30 以上	80 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ～ 30°)	車両系	23 以上	62 以上	85 以上
	架線系	23 以上	2 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ～ 35°)	車両系	16 以上	44 〈34〉 以上	60 〈50〉 以上
	架線系	16 以上	4 〈0〉 以上	20 〈15〉 以上
急峻地 (35° ～)	架線系	5 以上	0 以上	5 以上

(注1) 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないものとする。

(注2) 車両系作業システムとは、車両系の林業機械により林内の路網を移動して木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(注3) 架線系作業システムとは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させ木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

(注4) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については以下のとおり。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路 線	開設予定延 長 (m)	対図番号	備考
該当なし					

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講じるものとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (字、林 班等)	路線名	延長(m) 及び箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半5 カ年の 計画箇所	対図 番号	備考
該当なし									

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「福島県森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備事業）事務取扱要領（平成27年2月20日付け26森第3529号）」、「福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成28年5月9日付け28森第236号）」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の育成及び確保の方向

本村の林業経営は、5ヘクタール未満の小規模所有者が大半を占め年間を通じて林業に従事する者は少なく、農業及び会社勤務の合間に従事している現状にあり、林業後継者及び中核的リーダーの育成・確保が必要となっている。また、地域林業の振興を図るためにも社会保障制度等の充実を図り、労務対策を改善する必要がある。

また、林業経営体は、林業労働者の被ばくを低減するため、従来までの林業労働安全衛生教育に加え、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等に基づく必要な対策を講じるものとする。

(2) 林業労働者、林業後継者の育成方策

ア 林業労働者の育成

意欲的な林業労働者を育成するためには、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせることと、働く者にとって他産業と同等以上の雇用を図ることが重要である。

本村の林業は、小規模経営の上、農業との兼業がほとんどであるため、農業の振興策とともに林業労働者の育成対策を進めることも重要である。

イ 林業家後継者等の育成

林業後継者の育成を図るために、各種研修会等を実施し林業知識と技術の習得を図るとともに、林業に積極的に就業できる環境及び機械化を図る。特に、特用林産物生産研究グループ等の活動を支援し後継者を育成する。

○ 活動拠点施設の整備

特になし。

ウ 林業経営体の体質強化方策

森林組合等林業経営体が連携し、地域が一体となって事業量の計画的・安定的確保に努めるとともに事業範囲の拡大等の促進を図る。また、林業労働力の需要・情報の収集・整備・各種保険等雇用関係の就労条件等の改善を図り林業経営体の体質強化推進する

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 機械化の促進方向

本村の林業は小規模兼業型であるが、作業現場の集団化を進め、林業機械の利活用小型高性能機械の導入条件の整備を図るとともに機械の共同化等により稼働率を高め、作業コストの低減を図る。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状（参 考）	将 来
伐 倒 造 材 集 材	急傾斜	チェーンソー 林内作業車 小型集材機	チェーンソー プロセッサー 林内作業車 小型集材機
	緩傾斜	チェーンソー 林内作業車	チェーンソー プロセッサー 林内作業車
造 林	地拵え，下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機
保育等	枝打ち	ノコギリ	自動枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

地域の現状にあった小型高性能機械を、制度資金等を活用して導入し、コストの低減を図る。

また、共同利用による伐採、集材を一本化し、稼働率を高めることにより、労働力の軽減と若年者の就労の促進を図る。

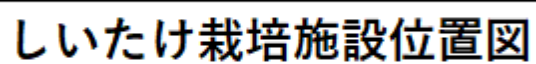
(4) 放射性物質対策における機械作業

作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を推進するものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

○ 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対象番号	位置	規模	対象番号	
しいたけ栽培施設	川原田	1,500 m ²	△ 1	計画なし			
〃	松崎	500 m ²	△ 2				



Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法については、対象鳥獣の別に、被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進する。対象鳥獣がニホンジカの場合の被害対策は、人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める。

また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等)、誘引狙撃等の銃器を使用した捕獲の実施。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、調査・巡回、各種会議での情報交換、森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めることとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫（やかシノナガキクイムシ等）の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において重要な森林を中心とした総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとする。

保全すべき森林は別表4のとおり。

(2) その他

森林病虫害の防除に当たっては、村・県・森林組合や森林所有者との連絡を密にして、早期発見・早期駆除に努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

当村では、具体的な鳥獣による林務被害は発生していないが、目撃情報等により発生する恐れがあるため、早期の被害発見に努め、被害が発生した際には速やかに対策するようにする。

3 林野火災の予防の方法

近年、森林への関心の高まりにより入山者が増加し、林野火災の危険が増大してきていることから、山火事予防運動による林野火災の未然防止についての普及活動を行うとともに、初期消火機材の配備を図るものとする。

さらに、火災、気象災等による被害を補てんし、林業経営の安定、森林資質の維持培養等に資するため、森林保険への加入促進を図るものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のため、森林又は森林に接近している土地において、火入れを行う場合には、事前に村長の許可を得なければならない。また、火入れに当たっては、乾燥時・強風時を避けるとともに延焼を防止する措置をとること。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進、病虫害や気象害に強い抵抗性品種の導入等を促進する。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の

施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事

項

該当なし

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積
中島村	1～11 林班	310.56ha

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めること。

2 生活環境の整備に関する事項

○ 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

○ 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対象 番号
	位置	規模	位置	規模	
大池周辺林	大池	コミュニティセンター・モニュメント広場 ふれあい広場・湿性植物園 わんぱく広場・自由の広場 (13 ha)	計画なし		▽ 1

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

特になし

(2) 上下流連携による取組に関する事項

特になし

(3) 法第10条の11第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

特になし

(4) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

○ 計画期間内における森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考

7 その他必要な事項

(1) 保安林等の制限林における施業について

保安林及びその他法令により施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従った施業を実施する。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	全域	310.56
特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし	

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

【別表 3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
該当なし	該当なし	該当なし

【別表４】保全すべき森林の区域

（松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林）

地 区	森 林 の 区 域 ・ 区 分		備 考
	高 度 公 益 機 能 森 林	地 区 保 全 森 林	
該 当 な し	該 当 な し	該 当 な し	